

2020年2月5日 全10頁

2020 年以降の制度改正予定(企業法務編)

金融調査部 主任研究員 横山 淳 主任研究員 金本 悠希 研究員 藤野 大輝

[要約]

- 2020 年以降も様々な制度改正が予定されている。本稿では、そのうち企業法務に関連 する主な動きをまとめ、特に重要なものについて、簡単な解説を加えた。
- 2020 年 2 月に東京証券取引所上場制度見直し(独立性基準の見直しなど)、4 月に配偶者居住権の創設(民法(相続法)改正)、改正債権法(民法)、5 月末までに外為法の対内直接投資規制の見直しが施行される。
- 2020 年通常国会への提出が見込まれている法案としては、銀行法、資金決済法等改正 法案(決済法制、金融サービス仲介法制)、デジタル・プラットフォーマー取引透明化 法案(仮称)、個人情報保護法改正法案(利用停止等の権利の拡充、漏えい報告の義務 化、仮名化情報の導入など)などが挙げられる。
- 法制審議会では、所有者不明土地問題に関する民事基本法制の見直しに関する検討も 進められている。

はじめに

2020年以降も様々な制度改正が予定されている。

本稿では、そのうち企業法務に関連する民法、会社法、金融商品取引法、独占禁止法、消費者 契約法、取引所規則などをめぐる主な動きをまとめ、特に重要なものについて、簡単な解説を加 えた。

なお、内容や実施時期などについては、予定ベース、予想ベースのものが含まれていること を、あらかじめお断りしておく。

1. 2020 年以降の制度改正(企業法務関連)

2020 年以降に予定/予想(一部は施行済み)される主な制度改正のうち、企業法務に関連する事項を年表形式でまとめたものが次の図表である。

図表 主な制度改正の見通し(企業法務関連)

時期	事項	
	施行、適用	改正の動き
2020 年		
1月1日	◇独占禁止法改正法 一部施行 <課	
	徴金の延滞金利率の引下げ、犯	
	則調査手続における電磁的記録	
	の証拠収集手続の整備>	
2月	◇東京証券取引所上場制度見直し	◇JPX 市場区分に関する新制度の
	(独立性基準の見直しなど) 実施	骨子公表 (予定)
	(予定)	
4月1日	◇改正民法(相続法) 一部施行 <配	
	偶者居住権>	
	◇改正民法(債権法) 施行	
	◇民事執行法等の改正法(債務者	
	財産の開示制度など)施行	
	◇本人確認方法の厳格化に関する	
	改正犯収法施行規則 施行	
~5月	◇改正外為法(対内直接投資規制	
	の見直し)施行	
~前半	◇資金決済法、金融商品取引法、	◇銀行法、資金決済法等改正法案 (決
	銀行法等の改正法(暗号資産(仮	済法制、金融サービス仲介法制)
	想通貨)、ICO、FinTech などに対	国会提出(予定)
	応する金融機関の業務範囲規制	◇地域銀行同士が行う合併等に関す
	など) 施行?	る独占禁止法の特例法案 国会提
		出(予定)
		◇特定デジタルプラットフォームの
		透明性及び公正性の向上に関する
		法律案(利用者に対する契約条件
		の開示など、デジタル市場におけ
		る取引関係の透明化を進める)
		国会提出(予定)
		◇個人情報保護法改正法案(利用停
		止権等拡充、漏えい報告義務化、仮 タル棒型第2 国会担出 (子宮)
		名化情報等) 国会提出(予定)
		◇日本版スチュワードシップ・コー
		・ 説明義務強化、企業年金、議決権行
		使助言会社、年金コンサルタント
		使明言会任、年金コンサルダント など)



7月10日	◇改正民法 (相続法) 一部施行 <自	
777101		
	筆証書遺言の保管制度の創設>	
年内	◇独占禁止法改正法 一部施行(予	◇所有者不明土地問題に関する民事
	定)<課徴金制度及び課徴金減	基本法制の見直し? (相続の発生
	免制度の見直し>	を不動産登記に反映させるための
		仕組み、財産管理制度、土地所有権
		の放棄等)
2021 年		
~前半	◇会社法(企業統治等関係)改正	◇コーポレートガバナンス・コード
	法 施行	改訂?(守りのガバナンス(内部監
		査など)、グループ・ガバナンス(子
		会社上場問題を含む)など)
12月31日	◇EU ベンチマーク規制 移行期限	
2022 年		
4月1日	◇改正民法(成年年齢)施行	
	◇改正民法(成年年齢) 施行	◇東京証券取引所 市場区分、TOPIX

【凡例】

(予定)・・・実施・とりまとめなどの「予定」について、公表、発言、報道などがあるもの ?・・・・・「予定」に関する公表、発言、報道などを踏まえた場合に想定される事項、時期

太字・・・「2. 事項解説」で取り上げている項目

○月~··○月以降~○月···○月まで

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

2. 事項解説

(1)独占禁止法

2019年6月に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」(独占禁止法改正法)が成立した。主な内容は次の通りである。

- ①課徴金の算定方法の見直し(算定基礎の追加、算定期間の延長など)
- ②課徴金減免制度の拡充(減免適用事業者数の限定(最大5社)の撤廃、実態解明への協力度合いに応じた減算率など)
- ③課徴金の延滞金利率の引下げ
- ④検査妨害罪の法人等に対する罰金額の上限の引上げ
- ⑤犯則調査手続における電磁的記録の証拠収集手続の整備

これらのうち、④は、2019年7月26日、③⑤は、2020年1月1日から施行されている。

①②は、独占禁止法改正法の公布日(2019年6月26日)から起算して1年6月を超えない範囲内の政令指定日(2020年内)から施行される。



(2) 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案

2019 年 6 月に公表された政府の「成長戦略実行計画」を受けて、取引関係の透明化に対応しつつ、イノベーションを阻害しない形で可能な限り自主性を尊重したルールとして、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案が検討されている。同法案は、以下の方向性を基本とし、2020 年の通常国会に提出されることとされている。

- ①取引条件等の情報の開示
- ②自主的な手続き・体制の整備
- ③運営状況のレポートとモニタリング・レビュー
- ④法の適用執行(命令等の行政措置、罰則を設け、内外無差別とする)

(主な関連レポート等)

金本悠希「独占禁止法の企業結合規制等の議論」(2018 年 12 月 26 日大和総研レポート) https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181226_020555.html

(3) 東京証券取引所の上場制度見直し

(A)子会社上場 (親子上場) 問題 (独立性基準など)

2019 年 6 月に公表された政府の「成長戦略実行計画」、経済産業省コーポレート・ガバナンス・システム研究会の「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」などを受けて、東京証券取引所が、子会社上場(親子上場)に関する次の上場規則の見直しを進めている。

- ①独立役員の独立性基準の強化(過去10年以内に親会社又は兄弟会社に所属していた者は、独立性なし)
- ②グループ経営の考え方等の開示の充実(親子上場の親会社に対して、上場子会社を有する意義、上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方針などをコーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示するように求めるなど)

①は、2020 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から、②は 2020 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会後に提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書から適用することが予定されている。

なお、東証は、厳密には子会社上場には該当しないものの、支配的な株主が存在する上場会社 を念頭に、「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」を設置し、2020年 1月から審議を開始している。

(主な関連レポート等)

横山淳「グループ・ガバナンス 上場子会社 (親子上場) を巡る最近の議論」(2019 年 7 月 19 日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20190719_020906.html



(B)市場区分、TOPIX

2019 年 12 月、金融審議会市場ワーキング・グループ 「市場構造専門グループ」報告書が公表された。この中で、東証のいわゆる市場区分について、次のような方針が示されている。

- ①東証市場を、「プライム市場」、「スタンダード市場」、「グロース市場」(いずれも仮称。以下同じ。)の3つの市場区分に再編する
- ②「プライム市場」は、高い時価総額・流動性、より高いガバナンス水準を備え、投資家との建設的な対話を企業価値向上の中心に据える企業が上場する市場とする
- ③「スタンダード市場」は、一定の時価総額・流動性、基本的なガバナンスを備えた企業が上場 する市場とする
- ④「グロース市場」は、高い成長可能性を有する一方、相対的にリスクが高い企業が上場する市場とする
- ⑤市場区分と TOPIX の範囲を切り離す。現在の TOPIX との連続性も考慮しつつ、より流動性を 重視して選定する

新制度について、JPX は 2020 年 2 月を目途に骨子を公表することを予定している。

実施時期としては、後述(6)のコーポレートガバナンス・コードの改訂などを待って、2022年 上半期を目途として市場区分や TOPIX の変更を開始することが想定されている。

(主な関連レポート等)

神尾篤史「東証再編に関する最終報告書(案)」(2019年12月26日大和総研レポート) https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/securities/20191226_021230.html

(4) 民法

(A) 相続法

2018年7月に成立した民法の相続関係(相続法)の改正法においては、約40年ぶりの大幅な見直しが行われた。例えば、次のような見直しが行われた。

- ①配偶者の居住権の創設:相続開始時に被相続人の所有建物に住んでいた配偶者は、相続開始 から6ヵ月間(配偶者短期居住権)または生存中(配偶者居住権)、その建物に無償で住み続 けることができる。
- ②配偶者保護のための方策: 20 年以上婚姻している夫婦の一方が他方に対して居住用不動産を 遺贈・贈与した場合、その不動産は原則として遺産分割の際に計算の対象外になる(特別受益 の特戻し免除の意思表示が推定される)。
- ③預貯金の仮払い制度の創設:共同相続された預貯金について、遺産分割前でも、各相続人は一定金額まで(口座の預貯金額×法定相続分の3分の1、かつ金融機関ごとに150万円まで)、



金融機関の窓口で払い戻しを受けられる。その他、遺産分割調停・審判において仮払いを求めることもできる。

- ④自筆証書遺言の方式緩和・保管制度の創設:自筆証書遺言の方式(全文の自書が必要)を緩和 し、別紙として添付する場合に限り、「財産目録」の自筆を不要とする(パソコンで作成した 書面や、登記事項証明書などの添付が可能)。また、自筆証書遺言の原本について、法務局に 保管委託できる制度が創設される。
- ⑤特別寄与料制度の創設:被相続人の相続人でない親族が、療養看護などの労務提供により、被相続人の財産の維持増加に貢献した場合には、相続人に対して金銭(特別寄与料)を請求できる。

多くは、すでに 2019 年に施行されているが、一部、2020 年 4 月 1 日に施行されるもの(上記①)、2020 年 7 月 10 日に施行されるもの(上記④のうち保管制度の創設)がある。

(主な関連レポート等)

小林章子「相続法改正の概要【施行日決定版】」(2018年 12月 13日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181213_020515.html

金本悠希・横山淳「いまさら人には聞けない相続法改正の Q&A その①~④」(2019 年 7 月 24 日、25 日、30 日、31 日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190724_020920.html https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190725_020924.html https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190730_020931.html https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190731_020936.html

(B) 債権法

2017年5月に成立した民法の債権関係(債権法)の改正法においては、債権(特定の者に対して特定の行為をすることを求める権利)に関する定めの見直しが行われていた。

特に重要な見直しとしては、例えば、次の事項が挙げられる。

- ①消滅時効の期間が民事・商事とも原則5年となったこと
- ②法定利率が現行の民事年 5% (商事年 6%) から民事・商事とも変動制(当初年 3%) となったこと
- ③定型取引に利用される「定型約款」の契約への組入れや変更についての規定が新設されたこと
- ④事業性資金の個人保証には公正証書の作成が義務付けられ、事業性債務の個人根保証には極 度額の定めが必要となるなど、個人保証人の保護が強化されたこと
- ⑤譲渡禁止(制限)特約付きの債権も原則譲渡が可能になったこと(預貯金を除く)
- ⑥債務者に帰責事由がない場合でも原則として債務不履行に基づいて契約が解除できること
- ⑦売買契約および請負契約の「瑕疵担保責任」が「契約不適合責任」として再構成され、報酬減 額請求が可能になり、責任追及ができる期間が見直されたこと



この改正法は、原則として 2020 年 4 月 1 日に施行される。企業には、それまでに、改正民法 が適用され得る契約についてチェックすることが求められるといえよう。

(主な関連レポート等)

小林章子「民法(債権法)改正の重要ポイント」(2017年6月29日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20170629_012103.html

小林章子「民法(債権法)改正で実務はどう変わる?① ~お金の貸し借りにまつわる場面」(2017年9月29日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20170929_012337.html

小林章子「民法(債権法)改正で実務はどう変わる?② ~請負・委任にまつわる場面」(2017 年 11 月 29 日 大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20171129_012505.html

(5) 外為法

2019 年 11 月、「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」(外為法改正法)が成立した。 外為法は安全保障等の観点から対内直接投資規制を行っており、外国投資家が上場会社株式の 10%以上の取得をする場合などに、政府への事前届出を義務付け、審査の対象としている。

外為法改正法は、健全な投資を一層促進しつつ、対内直接投資規制を強化するものであり、主な内容は次の通りである。

- ①ポートフォリオ投資等について、事前届出を免除する制度の導入
- ②事前届出の対象を見直し、上場会社の株式取得の基準を 10%から 1%に引き下げ、「役員への 就任」や「重要事業の譲渡・廃止」を追加
- ③投資組合(ファンド)からの投資について届出事務負担を軽減(届出義務者を組合に一本化)

主要部分は、公布日(2019年11月29日)から起算して6月を超えない範囲内の政令指定日(2020年5月まで)から施行される。

(主な関連レポート等)

金本悠希「対内直接投資規制に関する外為法改正案、同(続報)、同(続報2)」(2019年10月10日、10月23日、11月11日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20191010 021075.html

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20191023_021089.html

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20191111_021122.html

金本悠希「外為法改正が株式市場に与える影響」(2019年12月3日大和総研コラム)

https://www.dir.co.jp/report/column/20191203_010363.html

金本悠希"Revision of Foreign Exchange Law Regarding Inward Direct Investment" (2019年11月28日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/english/research/report/law-research/20191128_021158.html

- (6) FinTech などを踏まえた金融法制の見直し
- (A) 暗号資産 (仮想通貨)、ICO、金融機関の業務範囲など

2018年1月、9月に発生した暗号資産(仮想通貨)の外部流出事案などを受けて、暗号資産



(仮想通貨)、暗号資産(仮想通貨)交換業者や、それに関連する諸問題(暗号資産(仮想通貨)デリバティブ取引、ICOなど)への対応のため、2019年5月「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(資金決済法等改正法)が成立した。その主な内容は次の通りである。

- ①銀行、証券会社、保険会社などの業務範囲の見直し(顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務など)
- ②暗号資産(仮想通貨)交換業者に対する規制の見直し(カストディ業者(ウォレット業者)に 対する登録義務、広告・勧誘規制、分別管理の強化など)
- ③暗号資産(仮想通貨)デリバティブ取引、ICO に対する規制の整備(暗号資産デリバティブ取引を金融商品取引法に基づく規制の対象に、投資型 ICO トークンを、原則、第一項有価証券(株式、社債と同列)に追加など)
- ④店頭デリバティブ取引の一括清算における証拠金の清算
- ⑤その他(電子的に保管されたデータの差押えなど)

主要部分は、公布日(2019年6月7日)から起算して1年を超えない範囲内の政令指定日(2020年前半)から施行される。

(主な関連レポート等)

横山淳「資金決済法等改正法案 情報利活用に伴う金融機関の業務範囲見直し」(2019 年 5 月 16 日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190516_020795.html 横山淳「資金決済法等改正法 暗号資産交換業者規制の見直し」(2019 年 6 月 13 日大和総研レポート) https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190613_020844.html 横山淳「資金決済法等改正法 暗号資産デリバティブ、ICO 規制の整備」(2019 年 6 月 19 日大和総研レポート) https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20190619_020854.html

(B) 決済法制、金融サービス仲介法制

近年のITの進展などに伴い、金融サービスのアンバンドリング、金融・非金融を組み合わせたリバンドリング、異業種からの金融サービス参入などの動きがある。こうした新しい動きに対して、既存の金融法制の枠組みでは十分に対応できない危険性があることから、従来の銀行、証券、保険などといった業態別の金融規制を改め、同一の機能・リスクには、同一の規制を課すという考え方に基づき、機能別・横断的な金融規制を目指す議論が、金融庁の金融審議会「金融制度スタディ・グループ」において進められてきた。

2019 年 10 月からは、「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」が引き継いで審議を進め、12 月に次のような内容を含む報告書がとりまとめられている。

①現行、送金上限を 100 万円に規制されている資金移動業について、規制を厳格化する代わりに「高額」送金(100 万円超)を取り扱うことができる業種類型や、利用者一人当たりの受入額(他者からの送金も含む)の上限額を「少額」に限定する代わりに規制を緩和する業務類型



を設ける。

- ②資金移動業について、保全方法の合理化や保全が図られるまでのタイムラグの短期化などを 行う。
- ③「IC 型」や「サーバ型」に該当する第三者型前払式支払手段(プリペイドカード)のうち、 発行者が提供する仕組みの中で利用者が他者にチャージ残高を譲渡できるタイプについて、 不適切な取引の防止措置(譲渡可能なチャージ残高の上限設定、不自然な取引を検知する体制 整備など)を求める
- ④複数業種をまたいだ商品・サービスを行うことを可能とする新仲介業を導入する。新仲介業 者には所属制を採用せず、取扱可能な商品・サービスの限定、利用者資金の受入れの制限、財 務面の規制の適用等により利用者保護を図る。

この報告書を踏まえた関連法律案は、2020年通常国会に提出される予定である。

(主な関連レポート等)

横山淳「IT の進展、金融サービスのアンバンドリングなどに対応した機能別・横断的な金融規制の『中間整理』」(2018 年 6 月 20 日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20180620_020161.html 横山淳「決済、金融サービス仲介法制の見直し」(2019 年 6 月 24 日大和総研レポート) https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190624_020868.html

(7)日本版スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コード

2019年12月に日本版スチュワードシップ・コードの改訂案が公表されている。主な内容は次の通りである。

- ①ESG、サステナビリティの考慮(スチュワードシップ責任に「運用戦略に応じたサステナビリティの考慮」が含まれる旨が明記されるなど)
- ②スチュワードシップ・コードの適用範囲の拡大(債券投資、インフラ投資など上場株式以外の 資産に投資する場合も含まれ得る)
- ③アセットオーナーによる受入れ促進
- ④運用機関の開示、説明の拡充(投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案について、議決権行使の賛否の理由の公表、投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動の結果の公表など)
- ⑤機関投資家向けサービス提供者(議決権行使助言会社、年金運用コンサルタントなど)を対象に、新たな原則とその関連指針を創設

日本版スチュワードシップ・コードの改訂後は、コーポレートガバナンス・コードの改訂が審議される予定である。主な論点としては、次のものが挙がっている。



- ①監査に対する信頼性の確保
- ②グループガバナンスのあり方 (子会社上場 (親子上場) 問題を含む)
- ③東証市場区分の見直しに伴うプライム市場上場会社のガバナンスのあり方(前記(2)(B))

(主な関連レポート等)

横山淳「SS コード、CG コード 両コードの今後の見直しの方向性が明らかに」(2019 年 4 月 15 日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20190415_020749.html 吉井一洋「スチュワードシップ・コードへの ESG 要素の組み入れ」(2019 年 11 月 14 日大和総研コラム) https://www.dir.co.jp/report/column/20191114_010353.html

(8) 会社法(企業統治等関係)

2019年12月に会社法の一部を改正する法律(会社法改正法)が成立した。主な内容は次の通りである。

- ①株主の個別の承諾がなくても会社が株主総会資料を電子提供できる仕組みの創設
- ②株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置(提案することができる議案数の制限)
- ③取締役の報酬等の内容に係る決定方針の策定
- ④株式報酬等を付与する場合の手続のあり方
- ⑤補償契約(会社補償)、役員等賠償責任保険契約(D&O保険)に関する規定の整備
- ⑥社外取締役を置くことの義務付け
- ⑦業務執行の社外取締役への委託
- ⑧社債管理者不設置債を対象とする新たな社債管理制度(社債管理補助者)
- ⑨株式交付制度の創設(自社株式等を対価とする TOB などに活用)

会社法改正法の主要部分は、公布日(2019年12月11日)から起算して1年6月以内の政令 指定日(2021年前半まで)から施行される。ただし、①(株主総会資料の電子提供)は、公布 日から起算して3年6月以内の政令指定日(2023年前半まで)から施行される。

(主な関連レポート等)

横山淳「会社法改正法、成立」(2019年12月12日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20191212 021187.html

